

上天草市海運業設備投資資金利子補給補助金交付要綱（平成28年3月31日告示第41号）

最終改正:令和4年3月31日告示第19号

改正内容:令和4年3月31日告示第19号 [令和4年4月1日]

○上天草市海運業設備投資資金利子補給補助金交付要綱

平成28年3月31日告示第41号

改正

平成31年1月28日告示第10号

令和4年3月31日告示第19号

上天草市海運業設備投資資金利子補給補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市の海上運送（以下「海運」という。）事業者が経営の近代化と経営基盤の強化を図り、地域経済の活性化を促進するために、積極的に事業展開を推進する者に対し予算の範囲内で上天草市海運業設備投資資金利子補給補助金（以下「利子補給補助金」という。）を交付することにより、海運業の継続的な振興を図ることを目的とし、その交付に関しては、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 利子補給補助金の交付を受けることができる者は、海運事業者のうち次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）内航海運業法（昭和27年法律第151号）第3条の規定による内航海運業者登録を受けている者若しくは届出を行っている者又は船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条の規定による船員派遣事業の許可を受けている者

（2）本市に主たる事業所を有する者

（3）船舶の船籍を本市に有する者

（4）市税等の滞納がない者

（利子補給補助金の対象資金及び対象額）

第3条 利子補給補助金の対象となる資金は、事業用船舶の新造船及び中古船舶の購入するために、次条各号に規定する金融機関等から借り入れた資金とする。ただし、国、県及び市の補助金相当額を控除した額とする。

（利子補給補助金の対象借入金融機関等）

第4条 利子補給補助金の対象借入金融機関等は、次のとおりとする。

（1）政府金融機関

（2）市中金融機関

（3）農業協同組合

（4）漁業協同組合

（5）商工業経営安定事業協同組合

（利子補給補助金の交付期間）

第5条 利子補給補助金の交付期間は、前条各号の金融機関等から融資を受けた日から5年以内とする。

（利子補給補助金の算定期間）

第6条 利子補給補助金の算定期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。

（利子補給補助金の割合）

第7条 利子補給補助金の割合は、借入金利のうち年2パーセント以内とする。

（利子補給補助金の限度額）

第8条 利子補給補助金の限度額は、第6条の算定期間内において30万円とし、その額に端数ができる場合は、円未満を切り捨てるものとする。

ただし、第5条の期間内においては、60万円を限度額とする。

（利子補給補助金の交付申請）

第9条 利子補給補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

（1）上天草市海運業設備投資資金利子補給補助金交付申請書（様式第1号）

（2）計算基礎書（様式第2号）

（3）利子補給補助金事業計画書（様式第3号）（初年度のみ）

（4）利子補給補助金融資額証明書（様式第4号）（初年度のみ）

（5）船舶の船籍が分かる書類の写し

（6）市税の未納がない証明及び上水道使用料収納証明書

（利子補給補助金の変更交付申請）

第10条 補助事業者は、利子補給補助金の交付申請書を提出した後、内容等に変更が生じた場合は、次に定める書類を市長に提出するものとする。

（1）上天草市海運業設備投資資金利子補給補助金変更交付申請書（様式第5号）

（2）変更計算基礎書（様式第6号）

（3）上天草市海運業設備投資資金利子補給補助金変更事業計画書（様式第7号）

（4）上天草市海運業設備投資資金利子補給補助金変更融資額証明書（様式第8号）

（利子補給補助金の完了報告）

第11条 補助事業者は、対象事業が完了した時点で上天草市海運業設備投資資金利子補給補助金設備完了報告書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(利子補給補助金の支払実績証明)

第12条 補助事業者は、第6条の期間内において補助事業者が支払うべき額の支払が完了後、1月末日までに上天草市海運業設備投資資金利子補給補助金支払実績証明願(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(利子補給補助金の交付決定)

第13条 市長は、第9条から第13条までの規定により提出された各書類の審査を行い、その内容が適当と認めるときは、補助事業者に上天草市海運業設備投資資金利子補給補助金交付決定通知書(様式第11号)を交付するものとする。

(利子補給補助金の請求)

第14条 市長から交付決定通知を受けた補助事業者は、上天草市海運業設備投資資金利子補給補助金請求書(様式第12号)を市長に提出するものとする。

(利子補給補助金の返還)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した利子補給補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請により利子補給補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が返還の必要があると特に認めるとき。

(書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年1月28日告示第10号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第19号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

---